

陽だまり 通信

明るく元気なひまわりのように...そして暖かく

VOL. 3

発行：有限会社ひまわり保険事務所 石岡市谷向町20-38

今、知っておきたいこと ～ 介護保険編

Q. 『要介護1』や『要介護5』ってそれぞれどれぐらいの状態なの？

A. 『要介護1』は生活の一部にサポートが必要、『要介護5』はほぼ寝たきりの状態です。

●要介護ごとの心身の状態例●

原則として65歳以上の方が対象となります。
40～65歳未満の方は、原因が特定の病気に限られます。

要介護認定を受けるには、本人または家族が現住所の市町村窓口にて、主治医を決めた上で申請する必要があります。

申請すると、1週間ほどで調査員が自宅を訪れ全国共通の「認定調査票」をもとに、本人や家族に聞き取り調査します。

判定結果は申請から30日以内に通知されます。
要介護認定の有効期間は3か月～36か月です。

要介護度	心身の状態例
要介護1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態 (部分的に介護が必要となる状態)
要介護2	軽度の介護を必要とする状態 (日常生活動作についても部分的に介護が必要となる状態)
要介護3	中程度の介護を必要とする状態 (ほぼ全面的な介護が必要となる状態)
要介護4	重度の介護を必要とする状態 (介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態)
要介護5	最重度の介護を必要とする状態 (介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態)

※お身体の状況や生活環境などによって異なります。

※主治医意見書の内容や審査会での考慮により決定されます。

衝突被害軽減ブレーキ認定制度について

高齢運転者による交通事故防止策の一環として、自動車メーカー等の求めに応じ、乗用車の衝突被害軽減ブレーキが一定の性能を有していることを国が認定する制度です。



①静止している前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突しないまたは、衝突時の速度が20km/h以下となること。

参照：国土交通省HPより



②20km/hで走行する前方車両に対して50km/hで接近した際に、衝突しないこと。



認定試験のイメージ

③ ①及び②において、衝突被害軽減ブレーキが作動する少なくとも0.8秒前に、運転者に衝突回避操作を促すための警報が作動すること。

皆さまにとってお役に立つ情報をお届けいたします。

ご不明な点や気になる点は私たちにご相談させて頂ければと思います。



©JAPAN-DA